

東かがわクラブ 女子バスケットボール種目運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東かがわクラブ種目部会設置要綱（令和5年東かがわ市教育委員会告示第4号。以下「部会設置要綱」という。）第4条の規定により東かがわクラブ女子バスケットボール種目部会の運営規程を定めるものとする。

(コーディネーターの責務)

第2条 部会設置要綱第2条第2号のコーディネーターは東かがわクラブ設置規則（令和5年東かがわ市教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）第3条第2項の規定により委員に委嘱された者であること。

2 コーディネーターは、女子バスケットボール種目部会の運営について責任を負うものとし、次の職務を行う。

- (1) 地域と学校における円滑な連携のための活動
- (2) 指導員及び補助指導員の服務管理
- (3) 女子バスケットボール種目の責任者として、対外的な会議等への参加

(指導員)

第3条 東かがわクラブ指導員設置要綱（令和5年東かがわ市教育委員会告示第3号。以下「指導員設置要綱」という。）の規定により設置する指導員は、次の各号の要件を満たす者であることが望ましい。

- (1) JBA公認コーチ資格を取得していること。
- (2) JBA公認審判資格を取得していること。
- (3) 香川県バスケットボール協会、香川県中学校体育連盟が主催する大会に役員等として協力できること。
- (4) 過去に学校部活動、地域クラブ等において、小中学生を指導した経験があること。

(補助指導員)

第4条 指導員設置要綱第5条の規定により指導員を補助する役割として設置する補助指導員は、指導員設置要綱第5条の要件を満たす者でなければならない。

2 補助指導員の選考及び委嘱は、規則第5条第1項に規定する会長が行う。

(活動)

第5条 指導員及び補助指導員は、活動において指導員設置要綱第6条各号及び次の各号の責務を果たさなければならない。

- (1) 活動は、対外試合の引率を含めて、補助指導員のみで実施しないこと。
- (2) 活動は、対外試合における送迎等、できる限り保護者に負担を求めないように努めること。
- (3) 指導は、持続的な活動を保障するため、活動計画に従い、組織的な形態で実施すること。
- (4) 体験またはレクリエーション的な活動として、年間2回程度バスケットボール教室を実施（男女バスケットボール種目部会の共催可）すること。

(活動費)

第6条 活動を行うために必要な経費については、必要に応じて集金するものとする。

- 2 集金した現金の支出、管理の責任は、コーディネーターが負うものとする。
- 3 会計については、年度末に会計報告を行うものとする。

(保護者会)

第7条 保護者会を設置する。

- 2 保護者会は、クラブ事務局と連携し、子どもたちの望ましい活動環境の整備に協力する。
- 3 保護者会に代表1名を置き、保護者の互選とする。
- 4 代表は、東かがわクラブ委員を兼職する。
- 5 事務局の要請に応じて、保護者懇談会及び説明会を実施する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年9月1日から施行する。